

平成23年地方自治法施行令の一部改正について

(地方自治法施行令・地方自治法施行規則に係る財務関係)

1 私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲の拡大

私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金が追加された。(地方自治法施行令第158条第1項)



「ふるさと寄附金」(地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。)の徴収又は収納の事務についても私人に委託することができることとされた。

2 随意契約の方法により契約を締結することができる者の範囲の拡大

随意契約の方法により契約を締結することができる施設等として、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)等の規定による施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が追加された。

長の認定の手續としては、次の事項が追加された。(地方自治法施行規則第12条の2の3)

- ① 普通地方公共団体の長は、令第167条の2第1項第3号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならないこと。
- ② 普通地方公共団体の長は、①の基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと。
- ③ 普通地方公共団体の長は、①の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと。



新たに随意契約の方法により契約を締結することができる者として普通地方公共団体の長の認定の対象になることが想定される者は次のとおりである。

- ① 令167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所には該当しないが、実態としてこれらの施設等と同様に障害者の就労機会の確保等の活動・事業を

行っている者

- ② 令第167条の2第1項第3号に規定された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターとして指定されていないが、実態としてこれらと同様に高年齢者等の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者
- ③ 令第167条の2第1項第3号に規定された母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体には該当しないが、実態としてこれと同様に母子及び寡婦の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者

3 競争入札による場合の開札時における手続きの簡素化

競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適性な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札に関係のない職員を立ち会わせないことができることとされた。(地方自治法施行令第167条の8第2項)



具体的には、電子入札システムを導入して競争入札を実施している普通地方公共団体において、当該システムにより開札事務を行う場合に、不正が行われる余地がないと判断されるときなどを想定していること。

4 普通財産である土地の信託目的の拡大

普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)の信託目的として、以下が追加された。(地方自治法施行令第169条の6第1項)

- ①信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。
- ②信託された土地の処分を行うこと。



既存の土地信託の信託期間終了後に、当該土地の管理又は処分を行うことを目的とする新たな信託契約を締結することができることとされたこと。

<参考>従来の土地信託の目的

信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地(その土地の定着物を含む)の管理又は処分を行うこと。